

(審査案件第 6 8 号)

答 申

第 1 審査会の結論

本件実施機関が行った公文書一部公開決定は妥当でなく、異議申立ての対象となった以下の部分を公開すべきである。

- 1 平成 1 7 年 6 月 1 4 日定例会議事録のうち、非公開で審議された議第 1 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分
- 2 平成 1 7 年 6 月 1 4 日定例会資料のうち、議第 1 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分のうち
 - (1) 資料 2 「定時制高等学校の再編整備にあたって」
 - (2) 資料 3 「県立高等学校再編整備候補案」
- 3 平成 1 7 年 6 月 2 4 日臨時会議事録のうち、議第 2 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」を非公開で審議している部分
- 4 平成 1 7 年 6 月 2 4 日臨時会録音テープのうち、議第 2 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」を非公開で審議している部分

第 2 異議申立ての経過

- 1 平成 1 8 年 (2 0 0 6 年) 5 月 1 1 日、異議申立人は、長野県情報公開条例 (平成 1 2 年長野県条例第 3 7 号。以下「本件条例」という。) に基づき、長野県教育委員会 (以下「本件実施機関」という。) に対し、次の公開請求を行った (以下「本件請求」という。) 。
 - (1) 2 0 0 5 年 6 月 1 4 日長野県教育委員会定例会の非公開の審議部分の議事録、資料及び録音テープ。
 - (2) 2 0 0 5 年 6 月 2 4 日長野県教育委員会臨時会の議事録、資料及び録音テープ。
- 2 同年 5 月 2 5 日、本件実施機関は、本件請求に対して、別紙の「公文書の名称」欄に記載の公文書 (以下「本件公文書」という。) を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分を、「公開しない理由」欄に記載した理由で非公開とする公文書一部公開決定 (以下「本件決定」という。) を行った。
- 3 同年 6 月 1 日、異議申立人は、本件決定のうち、以下の部分に係る処分の取消しを求め、本件異議申立てを行った。

- (1) 平成 1 7 年 6 月 1 4 日定例会議事録のうち、非公開で審議された議第 1 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分
- (2) 平成 1 7 年 6 月 1 4 日定例会資料のうち、議第 1 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分のうち
 - 資料 2 「定時制高等学校の再編整備にあたって」
 - 資料 3 「県立高等学校再編整備候補案」
- (3) 平成 1 7 年 6 月 2 4 日臨時会議事録のうち、議第 2 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」を非公開で審議している部分
- (4) 平成 1 7 年 6 月 2 4 日臨時会録音テープのうち、議第 2 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」を非公開で審議している部分

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 県民の知る権利について

県教育委員会委員は、知事が県議会に議案として提出し、県議会の同意を得て任命されるものであることから、県民は自分達が選んだ教育委員の審議内容や職務を確認する責任があり、県教育委員会の審議を知る権利を有すると考える。

2 会議の公開について

本県では、会議は公開が原則である。非公開の議事録について公開請求があっても、情報公開審査会において適正な審査を行い、公開の是非を決定するので、自由に率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれることはない。

3 本件条例第 7 条第 5 号該当性について

- (1) 県の教育委員は、「審議・検討段階の未成熟な内容についての会議」であっても、的確な判断のもと、建設的で責任ある発言を行っているはずである。
 - 建設的な審議内容であるならば、議事録を公開しても県民は納得、理解をしても、不安を覚えることや反発することは予想されないため、本件実施機関の説明は不明である。
- (2) 教育委員が自らの発言に責任を持つのは当然であり、発言内容に誤解を与える部分があるとしても、前後の脈絡や全体の審議内容によって発言の趣旨は理解されるはずである。
- (3) 教育委員会は合議体であり、個人が結論を出す場ではないので、「無用な混乱を引き起こす」ことは想定できず、審議が未熟であったために混乱が引き

起こされるのであれば、それは審議に問題があったということである。

- (4) 本県における高等学校の再編は、県史始まって以来、教育分野で特筆すべき大きな出来事である。平成18年3月30日に高校改革プラン実施計画(以下「実施計画」という。)が決定され、検討が進められている状況では、議事録を公開することによる本件実施機関の会議における支障が生ずることは考えられない。このため、県民の知る権利と、県民が教育行政や県政に参画できる権利が優先されるべきであり、本件実施機関は自らの発言に自信と責任を持って公表、公開に努め、県民の活発な参画を促進すべきである。
- (5) 高校改革は、全県的な規模で行われるべきものであったにも関わらず、本件実施機関が主張するように、「一部の関係者のみの議論となることが予想される」等と述べるのは、「全県的な高校改革」となるような議論を行っていないものと述べるに等しい。

4 本件条例第7条第6号該当性について

- (1) 本件実施機関が主張する「今後計画を進めるにあたり、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安及び混乱を招き、高等学校改革プランを計画的に実施するにあたり支障をきたすおそれ」については、既に実施計画が決定されていることなどから、このような事態は想定されない。

本件実施機関がいう「不要な不安及び混乱」とは、どのような事態を想定しているのか不明であり、この理由は現状に即さないものである。事実を知り、判断するのは個々の市民であるので、行政が「不要な不安や混乱を与えることは、県民に不利益になる」と判断し、情報の公開を拒むことは、市民の知る権利を奪うことであり、これこそ市民にとって最大の不利益である。

生徒、保護者等関係者は、本件実施機関の「高校改革」の経過と今後の方針及び具体的な計画が早急に明らかにされ、現在の不要な不安が取り除かれることを望んでいる。学校関係者を中心に県民は「高校改革」の経過を熟知しており、議事録が公開されても支障をきたすおそれはない。

- (2) 本件実施機関が進める高校改革プランについて、県民の理解が得られていないのは、平成17年6月14日と同月24日に開催された会議に非公開で審議された部分があったため、本件実施機関の教育に関する理念等が県民に伝わらなかったこと等が原因であり、再編対象校の選定基準は未だに不明瞭である。

本件実施機関と県民が力を合わせ、高等学校改革プランを成功させるためには、情報を公開し、理念、手法、姿勢を県民に十分に理解してもらえよう努めることが肝要である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、理由説明書及び意見陳述等で主張した内容の要旨を総合すると、概ね次のとおりである。

1 会議の非公開と議事録の非公開について

県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第13条第6号ただし書の規定により、人事に関する事件その他の事件について、個人情報保護あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開とすることが適当でない認められるような場合は公開しないことができることとなっている。

平成17年6月14日及び同月24日の会議は、高等学校の再編整備に係る具体的な校名を含んだものを資料として審議を行うもので、内容が極めてデリケートなものだったため、教育委員全員の賛成により非公開審議としたものである。

法律に基づき非公開で行われた会議にもかかわらず、条例により、その議事録を公開することは、法律の主旨に反し、各委員の自由で率直な意見交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれることとなる。

2 本件条例第7条第5号該当性について

本件公文書のうち、異議申立人が処分の取消しを求める部分を公開すると、本件決定当時、審議を行っていた高等学校改革プラン推進委員会での議論において、本件実施機関が誘導するかのごとく、不当な予見や束縛を与えるおそれがあったことから、本件条例第7条第5号に該当すると判断した。

高等学校改革プランは、県機関内部に留まらず、県民にとっても大きな問題であるため、初期の会議における発言を公開すれば、今後同様の案件が出された場合に、教育委員の自由闊達な意見交換や、合議制における公平な意思決定の場が損なわれるおそれがあると考えられる。

高校改革プランに関しては、現段階で、いくら未成熟で提出された当初の案の中での発言であると説明しても、混乱は免れないと考える。

異議申立人が処分の取消しを求める議事録を公開すると、審議の段階での校名や議論の内容が明らかになり、関係者にさらに不要な不安を与えることとなり、大きな反発につながることも予想される。また、非公開で行われた情報を公開することにより、一部の地域や学校関係者のみの議論となることも予想され、全県的な高校改革に関する自由な議論の妨げとなると共に、その気運も薄れてしまうことが考えられる。

また、会議での教育委員の発言内容を公表することにより、発言内容が一方的に

捉えられるなど、無用な混乱を引き起こすおそれもある。

非公開で行われた会議の審議内容は、各回とも直後の公開審議において、教育委員から非公開の場で行われた討論の内容を明らかにしながら意見が出されており、本件実施機関で決定した内容を、推進委員会への検討材料としていきたいとしているから、決定にかかる過程は明らかになっている。

したがって、議事録等を公開しないことが異議申立人のいう「知る権利」を奪うこととは考えられない。

3 本件条例第7条第6号該当性について

本件決定後、平成18年9月長野県議会臨時会において、本件実施機関が提出した高等学校の統合に関する議案が一部不同意とされたため、実施計画の見直しが迫られている。

こうした段階で、高等学校再編整備に係る検討初期段階の議事録及び資料等(以下「議事録等」という。)を公開すると、生徒、保護者等関係者に再び不要な不安を与えることになることが考えられ、高等学校改革プランを引き続き計画的に実施するにあたり支障をきたすのは明白である。

本件実施機関に課せられた使命は、将来、本県の高等学校で学ぶ子どもたちが安心して勉学やスポーツに集中できる生活を送ることができるよう施策を行うことであり、現段階で不要な不安や混乱を与えることは、県民に不利益になるだけである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、請求対象である教育委員会の会議に関する配布資料と議事録であるが、異議申立人が、異議申立書において処分の取消しを求める理由を提示していた部分は、高校再編整備に関する部分であるので、それに関する本件実施機関の判断の可否を検討する。

本件公文書のうち、本件異議申立ての対象となるのは、平成17年5月29日に県下4通学区ごとに設置された自治体及び地域関係者、有識者、学校関係者からなる推進委員会に対し、本件実施機関が具体的な高校改革の検討のため、議論のたたき台として提示し、また公表した「県立高校再編整備候補案」と「定時制高校の再編整備にあたって」(以下、あわせて「再編整備案」という。)の検討段階の文書(以下「本件文書1」という。)と、それを検討した同年6月14日の教育委員会第830回定例会(以下「6月14日の定例会」という。)及び同月24日の教育委員会第831回臨時会(以下「6月24日の臨時会」という。)の議事録(以下「本件文書2」という。)、6月24日の臨時会の審議内容を録音したテープ(以下「本件文書3」という。)である。

本件文書 1 の作成経緯等は、次のとおりである。

平成 17 年 3 月 19 日に「高等学校改革プラン検討委員会」がまとめた最終報告書において、高等学校の統廃合に関する大枠ルールが示され、具体案については県下 4 ブロックごとに審議機関を設置して検討することが提言された。

本件文書 1 は、これを受けて、推進委員会への検討依頼にあたり、当時の教育委員長が同年 5 月 13 日の教育委員会第 829 回定例会において、具体的な検討ができるような資料の準備を求めたことで作成され、6 月 14 日の定例会の議第 1 号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」として教育委員会に付議された議案資料の一部である。

また、本件文書 1 には、再編整備の対象となる高校名が含まれているなど、きわめてデリケートな内容が含まれていることなどを理由に、これについて検討した 6 月 14 日の定例会は、地教行法第 13 条第 6 項ただし書の規定により、非公開で行われた。審議では、再編整備案について、次回以降も引き続き審議し、審議が深まった段階で推進委員会に示していくことが合意された。

その後、6 月 24 日の臨時会が開催され、6 月 14 日の定例会と同様に非公開で審議が行われた。審議においては、推進委員会の議論の「たたき台」として、再編整備案の資料を提示することが了承され、その資料は公表された。

当審査会で見分したところ、6 月 24 日の臨時会で承認され公表された資料に含まれている再編整備の候補となる高校名と、6 月 14 日の定例会で提示された本件文書 1 に含まれている高校名は一部異なるところがあることが認められた。

本件実施機関は、本件決定において、本件文書 1 のうち再編整備案を本件条例第 7 条第 6 号に該当することを理由として、本件文書 2、3 についてはすべてを、本件条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当することを理由に非公開としていることから、以下検討する。

なお、本件条例第 7 条第 5 号該当性の判断に当たっては、本件文書 2 及び 3 の記載等の中にも、本件文書 1 の再編整備案の具体的な内容に関する記載等が認められることから、本件文書 1 ないし 3 について判断を行うこととする。

2 本件条例第 7 条第 5 号該当性について

(1) 本件条例第 7 条第 5 号について

本件条例第 7 条第 5 号は、「県並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

これは、県並びに国及び地方公共団体の内部または相互間における意思決定前の審議、検討又は協議に関する情報の中には、時期尚早な段階で公にすることに

より、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱が生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすものがある。このため、本号では、このような情報を非公開とすることとしたものである。

本号の適用に当たっては、想定される支障が「不当」であるか否かについて、当該情報の性質に照らして、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが、実施機関には求められているところである。

(2) 教育委員会の会議の非公開等について

ア 本件実施機関は、本件公文書に係る6月14日の定例会と6月24日の臨時会は、地教行法第13条第6項ただし書の規定により、全ての教育委員の賛成により非公開で審議することとしたものであり、本件条例の規定に基づき本件文書1ないし3を公開することは、法律の趣旨に反するものであり、教育委員の自由で率直な意見交換や、意思決定の中立性が損なわれることになると主張している。

イ 地教行法第13条第6項は、「教育委員会の会議」について公開を原則としつつ、ただし書において「人事に関する事件その他の事件について」は出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができると規定している。この趣旨は、職員の処分に関する案件や、個別の生徒指導上の問題に関する案件で、特定の氏名が出るような場合など、個人情報の保護の観点から公開することができないと認められる場合、あるいは教育委員会における率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開することができないと認められるような場合に、例外的に会議を非公開とすることを認めたものと解されるところである。

しかしながら、同法第13条第6項ただし書は、一定の事情がある場合には会議を非公開で実施することを認めたものであって、非公開で行われた会議の議事録や配布資料についてまで、同規定によりただちに非公開とするものと解することはできないものである。

ウ このような観点から検討すると、6月14日の定例会、6月24日の臨時会の会議を非公開で実施したことの是非は、当審査会の権限に属するものではないが、少なくとも、「教育委員会の会議」終了後の本件文書1ないし3の公開の可否については、会議を非公開で実施するとの決定に拘束されるものではない。

一般的に、会議については、会議の経過や結果を記録した議事録等とは異なり、その性質上、リアルタイムで議論の内容の公開部分と非公開部分を分離し、その公開部分のみを公開するということができないものである。そのため、非公開とすべき事項に言及する可能性がある場合や、会議を公開すると議事進行に支障が生じると思料される場合など、予防的な措置としての会議の非公開も、合理的な範囲では認められるものと考えられるところである。

したがって、会議が非公開で行われた趣旨と、実際の審議内容に照らし、本

件文書 1 ないし 3 について、本件条例の定めるところにより個別具体的に判断する必要がある。

(3) 本件文書 1 ないし 3 の本件条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 本件実施機関は、本件公文書 1 ないし 3 を公開することによる支障について、前記の第 4 の 2 に記載したとおり、本件条例第 7 条第 5 号に該当すると主張している。

そこで、本件公文書 1 ないし 3 の本件条例第 7 条第 5 号該当性について、個別具体的に以下検討する。

イ 本件文書 1 は、教育委員会事務局で作成し、6 月 1 4 日の定例会で審議された具体的な学校名を伴う再編整備案であり、6 月 2 4 日の臨時会で承認され、公表された資料とは、すでに述べたとおり一部異なる部分がある。

高校の再編整備の議論は、通常、在校生やその保護者だけでなく、卒業生、地域など高校に愛着を持つ人々の間で多くの議論を呼ぶところである。このため、6 月 1 4 日の定例会で審議された学校名を伴う再編整備案の性格を考えると、6 月 2 4 日の臨時会に至る過程で公開すると、教育委員会の審議の中立性等に影響が生じる可能性が皆無であったとはいえないものと考えられる。

しかしながら、再編整備案の検討経緯を見るに、本件文書 1 の一部を変更して、6 月 2 4 日の臨時会を経て作成された再編整備案は推進委員会に提出され、公開で行われた推進委員会においてそれが議論された中で、対象となる高校名や再編整備の内容等の変更がなされており、これらの変遷の経緯はすでに公開されていることが認められた。つまるところ、再編整備の対象となる高校名は、教育委員会の提示した案をもとに検討され、本件文書 1 で示されたものを除き、すべて公表され、あるいは公開の場で議論されている。

以上のような経緯を勘案すると、本件実施機関は、本件文書 1 を公開すると、審議をおこなっていた推進委員会での議論において、教育委員会が誘導するかのごとく、不当な予見や束縛を与えるおそれがあると主張するものの、推進委員会には教育委員会としての再編整備案を提示した上で検討を依頼しており、教育委員会における再編整備案の検討経過を明らかにすることが、ことさら不当な予見や束縛を与えるおそれがあるとはいふことはできない。

また、本件実施機関は、推進委員会の審議が終了し、報告が行われ、実施計画が策定された段階においても、審議等において校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生などの関係者及び地域住民に不要な不安および混乱を招くおそれがあると主張するが、再編整備の対象となる高校名は、本件文書 1 を除き、推進委員会の検討過程においては未確定な段階のものが提示され、公表されているところである。未確定な段階の高校名のうち、本件文書 1 に記載されたものを非公開とすべき具体的な支障について、当審査会の審議過程において、本件実施機関に対して改めて確認したが、具体的な事情について特段の説明もないことから、本件文書 1 を公開することで、ことさら関係者に不要な

不安および混乱を招くおそれがあるということとはできない。

本件文書 1 に記載された再編整備案が未成熟な案であるとしても、県民が、どのように考え、賛成・反対の運動等の行動をとるか等については、それぞれの自由な意思に基づき、それぞれの責任において合理的に判断し、決定されるべきであると考えられる。その結果、多種、多様な議論が生じたとしても、それをもって「不要な不安及び混乱」ということはできないし、今後、高校改革プランを計画的に実施するに当たり支障を来たすということもできないものである。また、再編整備案の検討経緯を見ても、本件文書 1 を非公開としなければ保護することができないような重大な混乱に至るものとは考え難い。

ウ また、当審査会で本件文書 2 を見分したところ、6月14日の定例会及び6月24日の臨時会の審議内容は、ほぼ逐語で議事録が作成されているものと認められた。

その記載内容を見ると、具体的な再編校名等についての言及は、教育委員会事務局からの再編整備案に関する説明の中で確認することができるものの、発言者の発言内容等は、高校の再編整備に関する意見交換、検討・議論の進め方、作成資料に関する要望などの再編整備に係る全般的な発言が中心であり、個別的な再編整備の対象高校の調整などが行われている事実などは認められなかった。

審議が終了した後の議事録等の公開については、会議における議事内容を精査し、自由闊達な審議や意思決定の中立性の確保のために、審議終了後も審議過程における発言内容が公開されない保障を要する場合と、そうでない場合とがあると考えられるものである。

しかし、本件文書 2 の記載内容を見ても、公開した場合に、今後、同様な案件が出された場合に、教育委員会の自由闊達な意見交換や、合議制における公平な意思決定の場が不当に損なわれるものは特段認められないし、校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安および混乱を招くような記載も特段認められない。

エ さらに、本件文書 3 は、正式な議事録ではないものの、6月24日の臨時会の審議内容をそのまま録音したものであり、また、特に録音テープを非公開とすべき特段の事情について、本件実施機関から主張されていないことから、本件文書 2 と異なる扱いをする必要性は認められない。

(4) まとめ

本件実施機関の提出した理由説明書等からは、平成17年当時において、本件実施機関が社会的な諸情勢を考慮して本件決定を行ったものということとはうかがえるが、本件文書 1 ないし 3 を公開することで、教育委員会における自由闊達な議論の場や意思決定の中立性を損なうものとは認められず、また、今後、実施計画を進めるに当たり、校名のあがった学校の関係者等に不要な混乱等をもたらすものとも認められないことから、本件条例第7条第5号に該当するということとはできない。

3 本件条例第7条第6号該当性について

(1) 本件条例第7条第6号について

本件条例第7条第6号本文は、「県...が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定め、同号アからオにその典型的事例を示している。

本号は、個別の事務又は事業の遂行上生ずる支障のみでなく将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある場合にも適用されるものと解される。

もっとも、公開することによる支障は名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、その程度も単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないことが、本件実施機関には求められているところである。

このため、本件文書1ないし3の本件条例第7条第6号該当性について、個別具体的に以下検討する。

(2) 本件文書1ないし3の本件条例第7条第6号該当性について

ア 本件実施機関は、実施計画の見直しが進められている段階で、再編整備に係る初期段階の議事録等が公開されると、生徒、保護者等の関係者に不要な不安を与えることになると考えられ、高校改革プランを計画的に実施するに当たり支障を来たすことは明白で、本件条例第7条第6号に該当すると主張している。

イ しかしながら、前記2で検討したとおり、本件文書1ないし3は再編整備に係る初期段階の議事録等ではあるが、教育委員会における議論は、個別の校名を上げての再編整備計画の具体的な検討というよりは、むしろ再編整備に関する全般的な意見交換、検討の進め方や資料作成に関する要望等が中心である。

このため、こうした内容の議事録等が公開されたとしても、今後の再編整備に関する事務事業の遂行に著しい支障を与えるとまではいうことはできない。

また、本件文書1に記載された再編整備案が未成熟な案であるとしても、その後の再編整備案の検討経緯を見ても、推進委員会での検討は公開されており、再編整備の対象となる高校名や再編整備の内容の変遷が公表されていることなどを勘案すると、本件文書1を公開することにより、再編整備に関する事務事業の遂行に著しい支障があるとは認められない。

(3) まとめ

以上のことから、本件文書1ないし3は本件条例第7条第6号に該当するとは認められない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成18年(2006年)	6月23日	諮問
	7月4日	審議
平成19年(2007年)	2月5日	異議申立人の意見陳述
	3月13日	実施機関の意見陳述
	4月9日	実施機関の意見陳述
	5月14日	審議
	6月11日	審議
	7月23日	審議
	10月15日	審議
	10月31日	審議
	11月13日	審議終結

(別紙)

注：異議申立人は 印の部分について処分の取消しを求めた。

	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	平成17年6月14日定例会議事録のうち、非公開で審議された議第1号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分	全部	<p>本件条例第7条第5号該当</p> <p>審議・検討段階の未成熟な内容についての会議であり、議事録を公開することにより、教育委員の会議での率直な意見の交換の場や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに高等学校改革プラン推進委員会での議論においても不当な予見や束縛を与え、会議における率直な意見交換の場や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>議事録を公開することにより、推進委員会に対して検討資料として示すための未成熟な内容の審議・検討段階のものが明らかになり、今後計画を進めるにあたり、審議等において校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安及び混乱を招き、高等学校改革プランを計画的に実施するにあたり支障をきたすおそれがある。</p>
2	平成17年6月14日定例会議事録のうち、非公開で審議された議第2号「職員の処分について」に関する部分	全部	<p>本件条例第7条第2号該当</p> <p>左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない。</p> <p>本件条例第7条第6号該当</p> <p>左記事項の内部的審査に関する情報は、これを公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、教育委員会事務局職員等が関係当事者から聴取した当該事件の動機、心情等に関する内容は、これを公開することにより関係当事者との信頼関係及び協力関係が損なわれるおそれがあり、今後、関係当事者から正確な証言等を得られなくなる場合があることから、事件等の事実を把握することが困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>

3	平成17年6月14日定例会資料のうち、議第1号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」に関する部分	資料2「定時制高等学校の再編整備にあたって」 資料3「県立高等学校再編整備候補案」	本件条例第7条第6号該当 資料を公開することにより、推進委員会に対して検討資料として示すための未成熟な内容の審議・検討段階のものが明らかになり、今後計画を進めるにあたり、審議等において校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安及び混乱を招き、高等学校改革プランを計画的に実施するにあたり支障をきたすおそれがある。
4	平成17年6月14日定例会資料のうち、議第2号「職員の処分について」に関する部分	被処分者の所属、氏名、生年月日、関係当事者の特定につながる事項、事案発生年月日、場所、状況等が記載されている部分	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたらない。 本件条例第7条第6号該当 左記事項の内部的審査に関する情報は、これを公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
5	平成17年6月14日定例会の非公開の審議部分の録音テープ	不存在	(不存在の理由) 議事録作成後、破棄したため保存されていない。
6	平成17年6月24日臨時会議事録	議第1号「職員の人事異動について」が審議されている部分	本件条例第7条第6号該当 左記事項の内部的審査に関する情報は、これを公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
		議第2号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」のうち、非公開で審議されている部分	本件条例第7条第5号該当 審議・検討に関する情報であり、決定までの経過が記録されているため、議事録を公開することにより、教育委員の会議での率直な意見の交換の場や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 本件条例第7条第6号該当 議事録を公開することにより、推進委員会に対して検討資料として示すための未成熟な内容の審議・検討段階のものが明らかになり、今後計画を進めるにあたり、審議等において校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安及び混乱を招き、高等学校改革プランを計画的に実施するにあたり支障をきたすおそれがある。

7	平成17年6月24日臨時会資料	なし	-
8	平成17年6月24日臨時会録音テープ	議第1号「職員の人事異動について」が審議されている部分	本件条例第7条第6号該当 左記事項の内部的審査に関する情報は、これを公開することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
		議第2号「高等学校改革プラン推進委員会への提出資料について」のうち、非公開で審議されている部分	本件条例第7条第5号該当 審議・検討に関する情報であり、決定までの経過が記録されているため、議事録を公開することにより、教育委員の会議での率直な意見の交換の場や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 本件条例第7条第6号該当 議事録を公開することにより、推進委員会に対して検討資料として示すための未成熟な内容の審議・検討段階のものが明らかになり、今後計画を進めるにあたり、審議等において校名のあがった学校の生徒をはじめ、学区内の中学生など関係者及び地域住民に不要な不安及び混乱を招き、高等学校改革プランを計画的に実施するにあたり支障をきたすおそれがある。

